

令和5年12月定例県議会における
教育委員会答弁要旨

令和6年1月15日
総務企画課広報室

○ 自民党県議団 永川 俊彦 議員

12月7日

① 現在の県立中高一貫教育校における教育の成果について

【高校教育課】

〔 本県の中高一貫教育のさらなる充実に向けて改めて考える時期に来ているのではないかと。現在の県立中高一貫教育校における教育の成果を問う。 〕

各校において、中高6年間を見通した教育を展開しており、個性や能力の伸長が図られています。具体的には、学習内容の先取りや、より発展的な内容の授業の実施、大学との連携により高度な学びに触れる学習活動、中高を通じた課題研究活動等を行っています。

さらに、中高合同の学校行事等を通じて、幅広い年齢の生徒の触れ合いの中で社会性や協調性が育まれています。

こうした教育活動が、生徒の知的好奇心や学習意欲の向上、リーダーシップの醸成につながっており、いわゆる難関大学への進学をはじめ、生徒の希望する進路が実現するなどの成果が得られています。

② 今後の県立高校改革について

【高校教育課】

〔 地域や我が国、ひいては世界でより良い社会の実現に貢献できる人材を育てるための県立高校改革に、今後どのように取り組むのか。 〕

次代を担う人材の育成のために、進学に向けた指導の充実も含め、県立高校改革を進めていく必要があると考えています。

中高一貫教育は、小学校卒業段階で目的意識を明確に持った子供に対して、6年間の一貫した教育を展開し、進学実績等で一定の成果が見られます。

一方、本県では、既存の高等学校において、各地域の多様な個性や進路希望をもつ中学生を受け入れ、3年間の教育活動を通じて、地域からの信頼を得ながら、各県立高校の歴史と伝統に基づく「全人教育」を行うことで、有為な人材を輩出してきた実績があります。

県教育委員会としては、今後とも、それぞれの学校制度の特性を考慮し、これまでの教育実践の成果や課題、他県の取組を踏まえて、教育内容や学校のあり方を研究し、これからの時代に求められる県立高校改革に取り組んでいきます。

③ 新設特別支援学校2校の開校スケジュール、既存の特別支援学校等への影響と対応について

【特別支援教育課】

宗像地区と早良地区の新設特別支援学校の開校時期など、今後の具体的なスケジュールを明らかにした上で、既存の特別支援学校や児童生徒への影響とその対応について、どのように考えているのか教育長にお答え願う。

当初、令和7年4月の開校を予定していましたが、入札不調に伴い、今議会において事業費の増額をお願いし、令和7年12月の竣工、令和8年4月の開校を目指します。

開校までの間、太宰府及び古賀特別支援学校において引き続き児童生徒の受入れを行うこととなるため、普通教室の確保を行うことで、適切な教育環境の整備に努めていきます。

なお、新設特別支援学校に就学予定の児童生徒の保護者や地域の方々に対しては、今後のスケジュールや受入れに関する説明会を行うとともに、市町村教育委員会や幼稚園などへの情報提供も行っていきます。

① 本県公立小中学校等の廃校数と活用状況及び廃校となった県立学校の現在の状況について

【施設課】

本県の公立小中学校等の廃校数、ならびにその活用されている学校数を伺う。また、廃校となった県立学校のうち、活用の用途が決まっていない廃校について、現在の状況を伺う。

国が実施している「廃校施設等活用状況実態調査」によると、平成14年度から令和2年度に発生した本県市町村立学校の廃校数は141校で、そのうち活用の用途が決まっている学校数は94校です。

また、再編統合された県立学校33校のうち、現段階で活用の用途が決まっていない学校は2校ですが、これらの学校は、それぞれの地元自治体へ管理を委託しており、地域住民のスポーツや文化活動の場として使用されている状況です。

② 学校図書館と学校司書の役割について

【義務教育課・高校教育課・総務企画課】

本県の「学校図書館」と「学校司書」のそれぞれの役割について、県教委の基本的な考えを伺う。

学校図書館は、子どもたちが本に親しむ最も身近な場所であり、児童生徒の読書活動や読書指導の場としての機能があります。

加えて、児童生徒や教職員が必要な情報を収集したり、休み時間等に児童生徒が教室から離れ、自発的・主体的に学んだりする場になっています。

また、学校司書は、司書教諭等と共に、児童生徒が進んで学校図書館を訪れたいような環境づくりや、児童生徒や教員の学習情報ニーズへの対応、授業に役立つ資料の整備などの役割を担っているものと認識しています。

③ 県立高校における学校司書の配置及び兼務について

【総務企画課】

県立高校には何人の「学校司書」が配置されていて、通知によりそのうち何人が兼務することになったのか。また、兼務によって本来担うべき役割や業務を果たすことができるのか、見解を伺う。

現在、学校司書は、全ての高校に配置しており、その人数は95校に対し、99人です。このうち、38人が事務室業務を兼務しています。

なお、兼務は学校司書の本来の業務に支障のない範囲で行うこととしており、業務を命ずる際は、当該職員に対し、兼務の必要性や業務内容を丁寧に説明するよう校長会や事務長会において周知しています。

今後とも学校司書が本来担うべき業務や役割を果たすことができるよう適切な指導や周知を行っていきます。

④ 「学校司書」の任用や処遇について

【総務企画課・義務教育課】

〔 本県の小・中・高等学校における「学校司書」の任用や処遇について見直しが必要ではないか。市町村教委に対する対応も含め、教育長の見解を問う。 〕

県立高校の学校司書については、全てを常勤としていますが、休暇や出張等で不在になる際の利用ニーズへの対応や代休取得など働きやすい環境を整えるためには、司書教諭などとの連携も大切であると考えています。

県教育委員会としては、こうした観点を踏まえ、県立高校の学校図書館の環境整備に努めていきます。

また、市町村の職員である小中学校の学校司書については、国の整備計画に基づく地方財政措置の情報を提供し、その適切な配置を促すとともに、学校図書館の管理・運営の好事例を研修会等で紹介するなど、学校図書館の本来の役割が発揮されるよう、市町村に対し支援していきます。

⑤ 県立高校生の自転車ヘルメット着用率の向上について

【高校教育課】

〔 本県の高校生の自転車ヘルメット着用率が非常に低い。今後、着用率向上にどう取り組んでいくのか。 〕

自転車ヘルメットの着用を促進するためには、生徒自身が自転車事故の危険性とヘルメット着用の必要性を認識し、自発的に着用するよう、生徒主体の取組が重要であると考えています。

このため、県教育委員会では、本年6月に、ヘルメット着用促進など交通事故の被害を防ぐ方策について、生徒会を中心に生徒自身が考え主体的に行動するモデル校となる「交通安全教育推進協力校」として、県立高校9校を指定し、各校の取組を支援しています。

また、8月には、指定校の生徒会が参加するオンラインミーティングを開催し、ヘルメットの着用促進に向けた各校の取組についてその現状や課題を議論しました。

これを受けて、各校では生徒の発案により、様々なデザインのヘルメットの展示や、生徒会役員による校門での着用呼びかけ活動などを実施しているところです。

今後、県警察や関係部局とも連携しながら各校の取組の充実を図り、優れた取組を全県立高校に普及させるとともに、保護者に対する啓発を通して、生徒のヘルメット着用を促進していきます。

⑥ 不登校の現状について

【義務教育課】

〔 本県公立小中学校の不登校児童生徒数と不登校の要因などその現状について、近年の傾向を問う。 〕

「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、本県の公立小・中学校における不登校児童生徒数は、直近3年間で約1.7倍増加し、14,943人となっており、このうち無気力や生活リズムの乱れなどを要因とするものは、この間約3割から6割に増加しています。

こうした変化の背景には、「不登校は問題行動ではない」という認識が児童生徒や保護者に浸透してきたことや、コロナ禍により生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと、学校生活において交友関係を築くことが難しかったことなどが要因としてあると考えられます。

県教育委員会としては、新たな不登校を生まないよう、子供たちが安心して楽しく通える魅力ある学校づくりを推進していきます。

⑦ 県と市町村、民間施設との連携について

【義務教育課】

〔 県と市町村、民間施設との連携の現状と、今後具体的にどのような支援を行っていくのかを問う。 〕

令和3年度に、有識者や教育行政職員に加え、市町村の教育支援センター職員や民間のフリースクール代表者等を構成員とする「福岡県不登校児童生徒支援会議」を立ち上げています。

この会議において、市町村の教育支援センターの取組や民間施設の取組について共通理解を図るとともに、各機関の役割に応じた効果的な支援について協議しているところです。

今後、教育支援センターの活動現場を視察し意見交換を行うなど、より実践的な協議が行えるよう、会議の開催方法を工夫していきます。

このほか、県教育委員会として、教育支援センターやフリースクールを訪問し意見交換をしたり、教育事務所ごとに管内の市町村教育委員会教育長と不登校対策について協議の場を設けたりしたところであり、今後とも継続的にこのような取組を進めていきます。

⑧ 不登校児童生徒の多様な学習機会の必要性と市町村教育委員会への支援について

【義務教育課】

教育機会確保の観点から、「校内フリースクール」も含めた多くの受け皿があることが望ましいと考えるが教育長の見解を伺う。併せて、不登校対策について市町村教育委員会に対して県としてどのような支援を行っていくのかを問う。

不登校児童生徒は、一人一人不登校に至った要因が異なっており、学校の教室以外でも、ICTを活用したオンライン学習や学校内外に設けられた教育支援センターでの学習など、多様な学習機会の中から、自分の状況に応じた支援が選択できるようにすることが大切であると考えます。

そのため、県教育委員会としては、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、市町村の教育支援センターにおける支援のモデル開発などを行っています。

今後とも、市町村における学習機会の充実が図られるよう、国からの財政措置や県内外の好事例に関する情報提供に加え、市町村が行う不登校対策事業への助言などを積極的に行っていきます。

① ハイトスピーチ、ハイトクライムをなくすための人権教育の取組について

【人権・同和教育課】

ハイトスピーチ、ハイトクライムをなくすため、学校教育では人権教育をどのように進めているのか、また、県教育委員会としてどのように取り組まれているのか。

本県の学校教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえ、異なる文化や習慣についての理解を深める学習や、国籍や人種、民族の違い等を理由とする偏見や差別の実態についての学習などが行われています。

県教育委員会では、これらの取組を支援し、外国人の人権も含めた様々な人権課題に関する教職員の指導力向上を図るため、現在、指導者用手引書の作成を進めています。

今後、この手引書と併せて、これまでに作成・配布した学習資料の効果的な活用を促進するなど、引き続き、多様な文化を尊重し、共生の心を醸成する教育の推進に取り組んでいきます。

② 学校における手話の普及に関する取組について

【特別支援教育課】

学校における手話の普及に関して、条例制定に伴い教育委員会としてどのような施策を講じているのか。また、教育現場でどのように取り組んでいくのか、計画をつくり目標を掲げ実施する体制となっているのか、教育長に伺う。

これまでは、人権教育学習教材集の中で、聴覚障がいや手話に関する題材を取り上げ、理解啓発を行ってきましたが、今年4月の手話言語条例の施行を契機として、手話による基本的なコミュニケーションについて児童生徒がより主体的に学習できるよう、1人1台端末を活用した学習コンテンツの開発に現在取り組んでいるところです。

併せて、教員が当該コンテンツをより効果的に授業で活用できるよう、授業モデルの作成も進めています。

県教育委員会としては、全ての小中学校等において、学習コンテンツの活用を中心に、手話についての学習がなされるよう、市町村教育委員会に働きかけ、学校における手話の普及に取り組んでいきます。

③ 情報リテラシー教育について

【高校教育課・義務教育課】

「情報の偏食」「情報過剰」の危険性への認識を持つことができるよう、県民一人一人が情報リテラシーをしっかりと身に付ける必要があると思うが、本県の学校教育においてどのように取り組んでいるのか。

児童生徒がICTを適切に活用してデジタル社会を生き抜く力を養うため、必要な情報を収集、整理、比較し、様々な情報の真偽を主体的に判断する力や、受け手の状況等を踏まえて発信する力など情報活用能力を育成することが必要です。

このため、学校では、1人1台端末を使用する場面も含め、各教科の授業や特別活動等において、インターネット上の情報について、その情報源を確認したり、各種統計資料や新聞などと比較したりして、信頼性や信憑性を見極めることの重要性を指導しています。

今後とも、児童生徒が将来のデジタル社会の構成員として、自らの意思で積極的にデジタル社会と関わっていくことができるよう、教育活動全体を通して、情報リテラシーを含む情報活用能力の育成に取り組んでいきます。

④ 新聞の配備と図書廃棄基準の策定状況について

【義務教育課・高校教育課】

〔 県内の公立学校における新聞の配備状況と学校図書館の古い本などの廃棄基準の策定状況はどのようになっているのか。 〕

文部科学省が実施した「令和2年度学校図書館の現状に関する調査」の結果では、県内公立学校のうち新聞を配備している学校の割合は、小中学校は約53パーセントで全国平均を4ポイント下回り、高等学校は約98パーセントで全国平均を3ポイント上回っています。

なお、その平均新聞紙数は、小中学校は1.3紙、高等学校は2.1紙です。

また、図書廃棄基準の策定状況については、小中学校は約76パーセントで全国平均を24ポイント上回り、高等学校は約82パーセントで全国平均を22ポイント上回っています。

⑤ 学校図書館の利用促進の取組について

【義務教育課・高校教育課】

〔 本県の公立学校図書館の利用促進のために県としてどのような取組を行っているのか教育長に問う。 〕

学校図書館の利用を促進するためには、児童生徒が訪れるきっかけづくりや、進んで訪れたいくなるような環境づくりが大切です。

具体的には、本の紹介を競い合うビブリオバトル大会の開催や全校一斉読書活動の実施、また子供の読書ニーズを反映させた図書の選定や授業内容に合わせた特設コーナーの設置などが効果的であると考え、県教育センターでは、このような実践事例をテーマとした研修を実施しています。

今後とも学校図書館の利用促進を図り、児童生徒の自主的・意欲的な読書活動を促進していきます。

① 県立高校におけるワンヘルス教育の取組について

【高校教育課】

〔 県立高校では、ワンヘルス教育にどのように取り組んでいるのか。 〕

県教育委員会では、ワンヘルス教育教材を作成するとともに、令和3年度から県立高校8校を研究協力校に指定し、食品ロス削減研究、河川水の水質調査や飼育実習など、高校段階のワンヘルス教育の実践研究を進めてきました。

また、昨年度のFAVA大会においては、八女農業高校におけるレンゲ農法とアイガモ農法を組み合わせる環境に配慮した米作りについて、また鞍手高校におけるワンヘルスをテーマにした文化祭での活動について、生徒が英語で発表し、ワンヘルス教育の実践を世界に発信しました。

本年度からは、全県立高校においてワンヘルス教育推進教員を指定し、ワンヘルス教育を実施しています。具体的には、環境問題や健康を扱う地理、生物、保健体育や家庭科、食や動物を扱う農業等の教科でワンヘルスの観点を踏まえた授業を行ったり、県獣医師会から講師を招いた講演会を実施したりしています。

また、県のワンヘルスフェスタや「ふくおか教育月間」など各種イベントにおいて、生徒の発表やブースの出店、パネル展示を行い県民の方々への啓発にも取り組んでいます。

さらに、各校のワンヘルス教育をより効果的に実施していくため、教員研修会を毎年実施し、獣医師や大学教授による講義や各校の実践事例の発表等を行っています。

今後とも、こうした取組の充実や優れた実践事例の普及などを通して、全県立高校におけるワンヘルス教育の充実に取り組んでいきます。

② 本県における不登校対策について

【義務教育課】

〔 不登校の小・中学生が増えている状況において、本県では現在どのように不登校対策に取り組んでいるのかを問う。 〕

不登校児童生徒は、一人一人不登校に至った要因が異なっており、民間施設も含めた多様な学習機会の中から、自分の状況に応じた支援が選択できるようにすることが大切であると考えます。

そのため、県教育委員会では、「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定し、不登校児童生徒の支援にあたる関係機関が連携して支援の充実を図っているところです。

また、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、市町村のスクールソーシャルワーカー配置に対する助成、心理や教育を学ぶ大学生ボランティアによるオンラインでの教育相談や学習支援、市町村の教育支援センターにおける支援のモデル開発などを行っています。

③ 民間施設と連携した多様な支援について

【義務教育課】

多様な支援を行うためには、フリースクール等の民間の力も活用し、一人ひとりの状況にあった支援が有効だと考えるが、教育長の考えを問う。

不登校児童生徒への支援については、ICTを活用したオンライン学習や学校内外に設けられた教育支援センターなどで、学習機会の充実に努めていますが、子供たちの社会的自立のためには、多様な支援活動を行っている民間施設との連携も重要であると考えます。

そのため、県教育委員会としては、各支援機関による協議会を設置し、市町村の教育支援センターや民間施設の取組について共通理解を図るとともに、効果的な支援について協議しているところであり、今後ともこうした連携を強化していきます。

④ 大学3年生を対象とした教員採用試験の概要について

【教職員課】

東京都の教員採用試験で一次試験の一部を免除する大学3年前倒し選考が行われたが、次年度から福岡県で実施する東京都と同様の本施策の概要をこれまでの教員採用試験との違いとともに示せ。

これまで大学生の受験は卒業年次に限られていましたが、来年度から導入する大学3年生チャレンジ特別選考は、小・中学校及び特別支援学校の採用試験において、本県が第一志望であり、大学から推薦された大学3年生を対象として、第一次試験を受験可能とするもので、合格者は、翌年度の第一次試験が免除され、第二次試験から受験することとなります。

なお、大学3年次に、合格できなかった場合も、翌年度の第一次試験から受験可能であり、教員を志望する大学生に対して、在学中の受験機会を拡大し、より受験しやすくするための改善が図られたものと考えています。

⑤ 大学3年生を対象とした教員採用試験の効果について

【教職員課】

東京都の選考結果を踏まえて、本県が行う大学3年生を対象とした特別選考の期待される効果について教育長の考えを問う。

本県の特別選考においては、適正な規模で効果的な選考ができるよう、対象者を本県が第一志望であり、大学から推薦された者に限定することとしています。

なお、東京都の取組の効果については、導入初年度であり、また、こうした要件を課していないため、来年度の受験者の動向を見る必要があると考えています。

県教育委員会としては、この特別選考の導入及び第一次試験の実施時期の前倒しにより、これまで教員を志望していながら民間企業等に就職していた大学生の受験を促すことで、優秀な人材の早期確保に努めていきます。

令和5年12月定例県議会（一般質問）

○ 新政会 中村 香月 議員

12月11日

① 学校に対する法的支援の成果について

【義務教育課】

福岡県弁護士会の協力を得て、学校が弁護士から直接助言を受ける体制を構築したことで、何がどう変わり、どのような成果が発現されてきたのか具体的に示すとともに、法的トラブル対応のためのガイドブックはどのような時に使われ、どのような成果を見せてきたのか、併せて問う。

県教育委員会が相談体制を構築したことにより、市町村の顧問弁護士に加え、教育問題の経験豊富な弁護士から助言を受けることができ、学校の対応力を高めることにつながったと考えます。

実際に相談した学校からは、「学校特有の問題について法的な根拠を示しながら相手側に説明することができた」等の報告がされています。

また、法的トラブル対応のガイドブックは、日常的に直面する様々なトラブルへの対処等について実例をもとにわかりやすく掲載しており、校内研修や職員会議等の場で活用されています。

学校からは、「ガイドブックの対応事例を事前に学ぶことで、問題の早期解決につながることができた」等の声が届いています。

② スクールロイヤー制度について

【高校教育課】

子供の学習を充実すべき学校の教育活動を支援するため、学校が弁護士への相談にハードルを感じることなく活用できる制度として、スクールロイヤー制度の活用を促進していくべきだと考えるが、教育長のご所見をお伺いする。

県教育委員会では、県立学校において、学校運営上の問題で弁護士から直接助言が受けられる制度を整備しています。

本制度の運用にあたっては、利用手続きの簡素化を図っており、学校は県教育委員会に電話で依頼することで、担当弁護士の紹介を受け、面談日時を調整できるとし、学校の費用負担も発生しないなど、学校が抵抗感なく制度を活用できるよう配慮しているところです。

このほか、生徒間トラブルに係る学校の支援のため、弁護士や学識経験者等を学校へ派遣する仕組みもあわせて整備しています。

県教育委員会としては、弁護士を活用したことがない学校が相談をためらうことも考えられるため、県立高校から、生徒指導や保護者対応、外部の方からの苦情対応など日常的に相談を受ける中で、こうした制度の活用による弁護士への相談を積極的に勧めるとともに、各種研修会等を通して、各学校に制度の周知を図り、さらなる活用を促していきます。

① 小中学校における年間総授業時数と教育課程編成のあり方について

【義務教育課】

〔 県内の小中学校における、年間総授業時数の状況及び本県での予備時数のあり方に対する教育長の見解を問う。〕

本県の令和4年度における年間総授業時数の平均は、小学校5年生が約1,057、中学校2年生が約1,054単位時間となっています。また、学校教育法施行規則が定める標準授業時数に比べ、どちらも40単位時間程度多くなっており、全国の状況と同様です。

そのうち、文部科学省が改善を求めている70単位時間以上多い学校の割合は、小学校5年生では69校で全体の約16%、中学校2年生では21校で全体の約11%です。

災害等の不測の事態に備えて設定する予備の時数については、過剰に見込むと児童生徒や教師の負担増加につながるものであるため、必要な範囲で適切に設定すべきものであると考えます。

② 授業時数の見直しに係る取組について

【義務教育課】

〔 県教委から各市町村教委へ通知の発出やガイドラインの策定、校長が教育課程を各市町村教育委員会に提出する段階で、教委が「これは多過ぎる」と言えるような後押しする政策が必要だと考えるが、予備時数削減のための今後の取組について教育長の見解を問う。〕

文部科学省は今年9月に、働き方改革に配慮した教育課程の編成についての通知を発出しています。

同通知を踏まえ、県教育委員会としても、働き方改革として取り組むべき主な事項をまとめ、市町村教育委員会に対し積極的・主体的な実施を依頼したところです。

また、年間総授業時数1,086単位時間以上の学校に関しては、今年度の年間授業時数の見直しと次年度の教育課程編成について具体的な工夫例を示しながら、標準授業時数を大幅に上回らないよう所管の市町村教育委員会に対し、個別に指導をしています。

具体的な工夫例としては、通知表の作成など業務量が増加する学期末等には授業時数を減らすことや、例えば29単位時間に設定した週当たりの授業時数を繰り返すことに捉われず、適切に配当することなどがあります。

このほか、小中学校の管理職に対しても、研修会等の機会を捉え、適正な教育課程を編成するよう指導しているところです。

今後も適正な教育課程の編成がなされるよう、これらの指導を継続していきます。

③ 初任者研修の見直しと業務の負担軽減について

【義務教育課】

通知発出後、初任者研修についてどのような見直しを行ったのか、また、予備時数と同様に教員の負担増になっている県指定の研究や発表会、年間 25 回実施される初任研の授業研など、県教委の裁量にて軽減が可能なものについて、軽減が望ましいと考えるが、教育長の見解を問う。

本県では、文部科学省通知に先立ち、平成 31 年度から初任者研修について、これまで採用年度に実施していた研修の内容を精選した上で 3 年間に分散したり、関係書類の様式を簡略化したりすることにより、教員の負担軽減を図ったところ です。

今後も、県指定の研究や発表会を含めた教員研修について、その内容や開催方法を工夫するとともに、研修に伴う事務作業の簡素化を進め、教員の負担軽減に努めていきます。

④ 支援スタッフの配置について

【義務教育課】・教職員課】

県内の教員業務支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それぞれの配置状況について示すとともに、来年度、どのように配置を充実していくつもりか、副校長・教頭マネジメント支援員の活用も踏まえて問う。

本県では、今年度、すべての小中学校にスクールカウンセラーを配置しているほか、支援の必要性が高い 9 市町にスクールソーシャルワーカーを配置しています。

また、市町村が雇用するスクールソーシャルワーカーや教員業務支援員に対する助成を行っており、スクールソーシャルワーカーは 52、教員業務支援員は 23 の市町村がこの助成を活用しています。

来年度に向けた文部科学省の概算要求においては、多様な支援スタッフの学校教育活動への参画を推進する内容となっており、県教育委員会としては、学校のニーズを踏まえ、働き方改革に資する支援スタッフの配置に努めていきます。

① 不登校児童生徒への支援について

【義務教育課】

福岡県総合計画の目標として、学校内外の機関等で相談、指導等を受けていない児童生徒の割合を33%以下にすることが示されている。本県では現在そのような児童生徒が約40%いる状況である。このことを踏まえ、不登校児童生徒への支援の今後の方針を問う。

不登校児童生徒は、不登校に至った要因や置かれている状況が一人一人異なっており、教育相談や学習面などの教育分野における支援のほか、生活環境を改善するための福祉分野における支援などが必要となる場合があります。

このため、市町村の福祉担当部局や要保護児童対策地域協議会と連携し、不登校児童生徒の状況に応じて多様なアプローチからの学習支援を充実させるよう、市町村教育委員会に指導しています。

また、全ての小中学校にスクールカウンセラーを配置したり、市町村のスクールソーシャルワーカー配置に対する助成など、福祉分野の支援につなぐ取組とともに、民間施設等とも連携した学校内外の多様な学習機会の充実に努めているところです。

県教育委員会としては、県の福祉部局と積極的に連携し、令和3年に策定した「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」に基づき、市町村における不登校児童生徒への取組を支援していきます。

② フリースクールに通う児童生徒の出席扱いについて

【義務教育課】

フリースクールに通う児童生徒に対する出席扱いは各学校長が行うこととされているが、同じ時期に同じフリースクールに通っていても学校長によって出席扱いの判断が異なることについて、教育長の所見と今後の対策を教育長に問う。

出席扱いの可否については、在籍校の校長が、自校の教育課程に照らし適切な活動内容となっているかを総合的に判断するものですが、同一のフリースクールに通う個々の児童生徒について、同じ学年で学習内容や学習成果が同様であれば、在籍する学校が異なっていたとしても、その判断は同様になるものと考えます。

県教育委員会としては、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、市町村教育委員会において、学校長が判断する際に迷うことがないように、様々な事例について学校長と情報共有を図ることや、出席扱いの可否について学校が保護者等に丁寧に説明することなどを指導していきます。

① アントレプレナーシップ教育について

【高校教育課】

〔 アントレプレナーシップ教育についてどのような見解を持っているか。また、福岡県の学校教育において、アントレプレナーシップ教育につながる取組は行われているのか。 〕

急激な社会環境の変化を受容し、新たな価値を生み出していくアントレプレナーシップを育成するためには、学校教育において、創造力やチャレンジ精神、課題設定・解決能力等を培う教育が重要であると考えています。

現在、県立高校においては、必修の「総合的な探究の時間」や「課題研究」において、生徒が興味関心に応じて設定した課題を掘り下げていく探究活動等を実施しており、例えば、県立糸島高校において、地元のスタートアップ企業等と連携して、衛星データの利活用による課題解決のプロジェクトに取り組んでいます。

また、日本政策金融公庫が主催する「高校生ビジネスプラン・グランプリ」では、今年度、県立筑紫中央高校が、学年全体で地域ニーズを踏まえたビジネスプランの作成に取り組んだことを評価され「学校賞」を受賞しています。

加えて、県立朝倉東高校では、県内で初めて、高校生が運営する「株式会社Easter Inc.」を令和3年度に設立し、その運営を通して、アントレプレナーシップの育成を図っています。

さらに、県教育委員会では、「ふくおか高校生知の創造塾」として、九州大学の教授等をファシリテーターに招き、約120名の高校生が学校の枠を超えて、答えのない問題について議論する「課題解決型学習プログラム」を実施しています。

今後も、大学や地域の企業等と連携し、社会のつながりの中で学ぶ取組を通して、新たな価値を創造する力の育成を図っていきます。

① 県立高校の文理選択について

【高校教育課】

教科の得意不得意や成績の良し悪しに関係なく、また希望生徒の多い少ないに関係なく、本人の希望通りの選択ができるものであると認識しているが、教育長の考えを伺う。あわせて、文理選択の指導の際には、一人一人の生徒に寄り添い、将来の夢や職業に基づいて選択するようアドバイスをするなど、不安なく文理選択に臨めるよう学校の丁寧な対応が必要と思うが、見解を伺う。

文系・理系の設定は、履修する科目をパターン化したものであり、ホームルーム編成とは異なるものです。各学校においては、学級の生徒数を増減したり文理混合クラスを編成したりするなどの工夫を行い、生徒の進路希望を尊重しています。

文理選択に当たっては、高校生が将来の職業選択やキャリア形成を見据え、日頃から生徒の進路意識を高める指導を行いながら、三者面談のほか、生徒や保護者の個別の相談に丁寧に対応する必要があると考えています。

今後とも、生徒が不安なくその意思に沿った文理選択ができるよう、生徒に寄り添った進路指導、進路相談の充実に努めていきます。

② 教員の不適切指導に関する相談体制について

【高校教育課】

学校が定期的に行う学校生活アンケートは加害教員の目に触れる可能性があり、秘密の担保が課題である。被害生徒が安心して相談できる体制について、考えを伺う。

県立高校では、生徒の悩みや不安等を把握するためのアンケートについて、教員の不適切な言動についても記載できるような質問項目を設けるとともに、無記名のアンケートを全校で必ず実施することとしています。

また、教員に相談しづらい場合にも対応できるよう、スクールカウンセラー等による教育相談を案内するとともに、24時間電話相談窓口やSNSによる相談窓口等について、匿名でも利用できることを周知しています。

県教育委員会としては、今後とも、様々な悩みを持つ生徒が一人で抱え込まず、安心して相談できるよう、教育相談の充実に努めていきます。

③ 教員の不適切指導に係る調査体制等について

【高校教育課】

教員に不適切な指導があったとの訴えがあった場合、学校から教育委員会への報告の徹底や調査の実施について、体制や手順は確立されているのか。

県立学校において、教員による不適切な指導があったとの訴えがあった場合、速やかに県教育委員会に第一報を行うよう指導しています。

その際、県教育委員会は、当該学校に対して、的確に事実確認を行うため確認すべき調査項目を示すとともに、聞き取り等を行う際の留意点や、特に被害生徒の心のケア等に関する配慮事項、保護者に対する丁寧な説明等について、個別の事案に

即した指導を行い、必ず調査結果の報告を求めています。

調査の過程で、当事者である生徒・保護者と教員との意見が食い違う場合は、周りの生徒や教員にも聞き取りを行うなど、丁寧な確認を行うこととしており、必要に応じて、教育委員会を主体とする調査を行っています。

今後とも、教員の不適切な指導について、調査から教育委員会への報告まで適切かつ迅速に実施できるよう取り組んでいきます。

④ 生徒の自殺に教員の不適切指導が疑われる場合の対応について

【高校教育課】

生徒の自殺の原因が教員の不適切指導が原因であるとの訴えが起こった場合、学校や教育委員会の対応についてルール(ガイドライン)が確立されているのか。また、原因究明の調査については、教育委員会が主体となって「詳細調査」を必ず実施するべきと考えるが、見解をお示し願う。

県立学校において、生徒の自殺事案が発生した場合には、原因の如何に関わらず、生徒への指導や安全配慮で欠けていた部分がないか把握するため、国から示されている背景調査の指針に則り、まずは学校において基本調査を行います。

県教育委員会は、その報告を受け、詳細調査に移行するかどうかを判断しますが、保護者から教員の不適切指導が自殺の原因との訴えがあった場合は、教育委員会が主体となって、詳細な調査を実施する必要があると考えます。

① 自転車の安全利用の取組について

【高校教育課】

全ての高校で交通安全教室等が行われているが、依然、危険な運転をする生徒も見受けられる。地域の方から苦情を受けた場合の対応も含めて、学校において自転車の安全利用に関してどのように取り組んでいるのか、自転車交通安全教育に対する教育長のご所見と併せてお聞きする。

生徒自身や地域住民の安全を確保するためには、自転車の安全利用を含む交通安全に関する指導を確実に実施していくことが必要であり、現在、全ての県立高校において交通安全教室を実施しています。

各校の交通安全教室においては、例えば、警察や自動車学校の方を講師に招き、悲惨な交通事故の事例を紹介しながら、生徒が交通ルール遵守の重要性を学んだり、スタントマンによる交通事故の再現やシミュレータの活用により、直接事故の危険性を体感したりする学習を実施しています。

また、地域の方から生徒の自転車利用について苦情等があった場合、学校では、あらためてホームルームなどで具体的な事例に即して、自転車の安全利用について生徒に指導しています。

県教育委員会としては、生徒の自転車の安全利用を推進するため、今後とも、全県立高校で交通安全教室を実施するとともに、その実効性を高めるため各校の安全教育担当教員を対象とした研修の内容充実に努めていきます。

① 教育支援センターの設置数の推移と設置促進に向けた取組について

【義務教育課】

〔 本県の市町村における教育支援センターの設置の推移と、今後の配置促進に向けた具体的な取組を伺う。 〕

県内の教育支援センターの設置状況は、現在、44箇所であり、10年前と比較し、11箇所増加しています。この間、不登校児童生徒の増加を背景に、県教育委員会は、教育支援センターの意義や必要性について市町村教育委員会に対し周知してきました。

さらに、昨年度6市町を指定し3年かけて、教育支援センターの設置に向けた取組や、既存の教育支援センターの機能強化を図る取組について、研究開発を進めています。

具体的には、教育支援センターの立ち上げにあたってのプランニングや、教育支援センターと自宅をオンラインでつないだ学習支援、保護者の集い、個別相談の実施など、不登校児童生徒や保護者に対する効果的な支援の在り方について研究しています。

今後、この研究開発によって得られた成果について、研修会等で実践発表を行うことに加え、リーフレットを全市町村に配布し、教育支援センターの機能強化を図るとともに、未設置の市町村に対しては設置を促していきます。

② 学校における困難を抱える子供たちへの支援体制について

【義務教育課】

〔 「困難を抱える」子供たちを早期に発見し、適切な支援機関につなぐために、県内の公立小中学校ではどのような体制を整えているのか。 〕

教職員は児童生徒と接する時間が長く、子供の日々の変化を発見しやすく、困難を抱える子供を早期に把握しやすい立場にあります。

具体的には、小中学校では、定期的に生活アンケートを行い、それを基にした個人面談をしており、併せてスクールソーシャルワーカーを活用するなどして、子供たちの状況を把握するための取組を行っています。

また、校内に不登校対策委員会などを組織し、課題のある児童生徒の状況を定期的に情報共有するとともに、必要に応じて市町村の福祉部局や要保護児童対策地域協議会などに情報提供し、支援につなげるような体制を整えています。

③ スクールソーシャルワーカーの配置の状況や配置促進について

【義務教育課】

〔 現在、県内市町村におけるスクールソーシャルワーカー配置状況を示すとともに、併せて、スクールソーシャルワーカー未配置の市町村に対して、県教育委員会として今後どのように配置を促進していくのかを問う。 〕

現在、いじめの認知件数や暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数などを勘案し、支援の必要性が高いと認められる9市町に対し県教育委員会が直接スクール

ソーシャルワーカーを配置しています。

これに加え、市町村が雇用するスクールソーシャルワーカーに対する助成を行っており、今年度は、56市町村に配置されている状況です。

県教育委員会としては、全ての市町村でスクールソーシャルワーカーが配置されることを目指しており、今後、未配置市町に対して、県の助成事業も活用しながら配置が進むよう取り組んでいきます。